

平成 29 年度佐賀大学「教員免許状更新講習」受講者募集要項

1. 実施概要

この講習は、教育職員免許法第9条に基づき、文部科学大臣の認定を受けて本学が開設するものです。本講習を受講し、修了認定試験において認定基準に達した場合は、修了(履修)証明書を発行します。受講義務者は定められた期日までに、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に更新講習修了の確認申請を行うこととなります。

平成28年度からの講習は、平成26年9月26日付け26文科初第630号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」により、新たに「選択必修領域」が追加され、従来の「必修領域」「選択領域」と併せ3領域に改正されました。

この改正を受け、平成29年度は必修領域に該当する講習を7講習、選択必修領域に該当する講習を16講習、選択領域に該当する講習を63講習、計86講習について、それぞれの領域にて開講し、講習ごとに受講希望者を募集します。

※「教員免許更新制」の制度に関する詳細は、文部科学省のホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm) をご覧ください。

2. 受講対象者

教育職員免許法等に定める教員免許状更新講習の受講対象者は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則等に定められています。

その内容は、更新講習の免除対象者を除き、概ね次の(1)(2)または(1)(3)、(1)(4)の条件を満たす方となっています。

本年度の受講対象者に該当するかどうかについては、各受講者の責任において文部科学省のホームページ等でご確認ください。

【教員免許状更新制の情報】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

(1) 普通免許状又は特別免許状を有し、以下に該当する方です。

- ① 現職教員(校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く)
- ② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
- ⑤ 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ⑥ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

また、今後教員になる可能性が高い方として、以下に該当する方も更新講習を受講することができます。

- ⑦ 教員採用内定者
- ⑧ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者

- ⑨過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑩認定こども園で勤務する保育士
- ⑪認可保育所で勤務する保育士
- ⑫幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

※現職教員以外の方で受講対象者になるかわからない方は、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。(参考:佐賀県教育庁 教職員課〈Tel:0952-25-7225〉)

(2) 旧免許状所持者(※1)で、前記(1)の対象者で、**栄養教諭以外の免許状を持つ方**のうち、生年月日が次の期間に該当する方。

- ① 平成30年3月31日に修了確認期限を迎えられる下表の方で、平成28年度に講習を修了されていない方が対象となります。

平成30年3月31日に修了確認期限を迎える方	
生年月日	免許状更新講習受講期間
昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	

- ② 平成31年3月31日に修了確認期限を迎えられる下表の方が対象となります。

平成31年3月31日に修了確認期限を迎える方	
生年月日	免許状更新講習受講期間
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	

(3) 栄養教諭の旧免許状を持っている方

- ① 平成30年3月31日に修了確認期限を迎えられる下表の方で、平成28年度に講習を修了されていない方が対象となります。

平成30年3月31日に修了確認期限を迎える方	
免許状が授与された日	免許状更新講習受講期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状保持者	平成28年2月1日～平成30年1月31日

- ③ 平成31年3月31日に修了確認期限を迎えられる下表の方が対象となります。

平成31年3月31日に修了確認期限を迎える方	
免許状が授与された日	免許状更新講習受講期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年2月1日～平成31年1月31日

※詳細は文部科学省「教員免許更新制へ」をご覧ください。

(4) 新免許状所持者(※2)

所持している免許状の有効期間を確認し、平成30年3月31日又は平成31年3月31日と記載されている方が対象となります。(複数の免許状を所持している場合には、その有効期間は、最も遅く満了となる有効期間に統一されます。)

※1 旧免許状所持者・・・平成21年3月31日以前に授与された免許状を1枚でも持っている方

※2 新免許状所持者・・・平成21年4月1日以後に初めて免許状を取得された方(有効期間が記載されています。)

《受講対象者であることの証明》

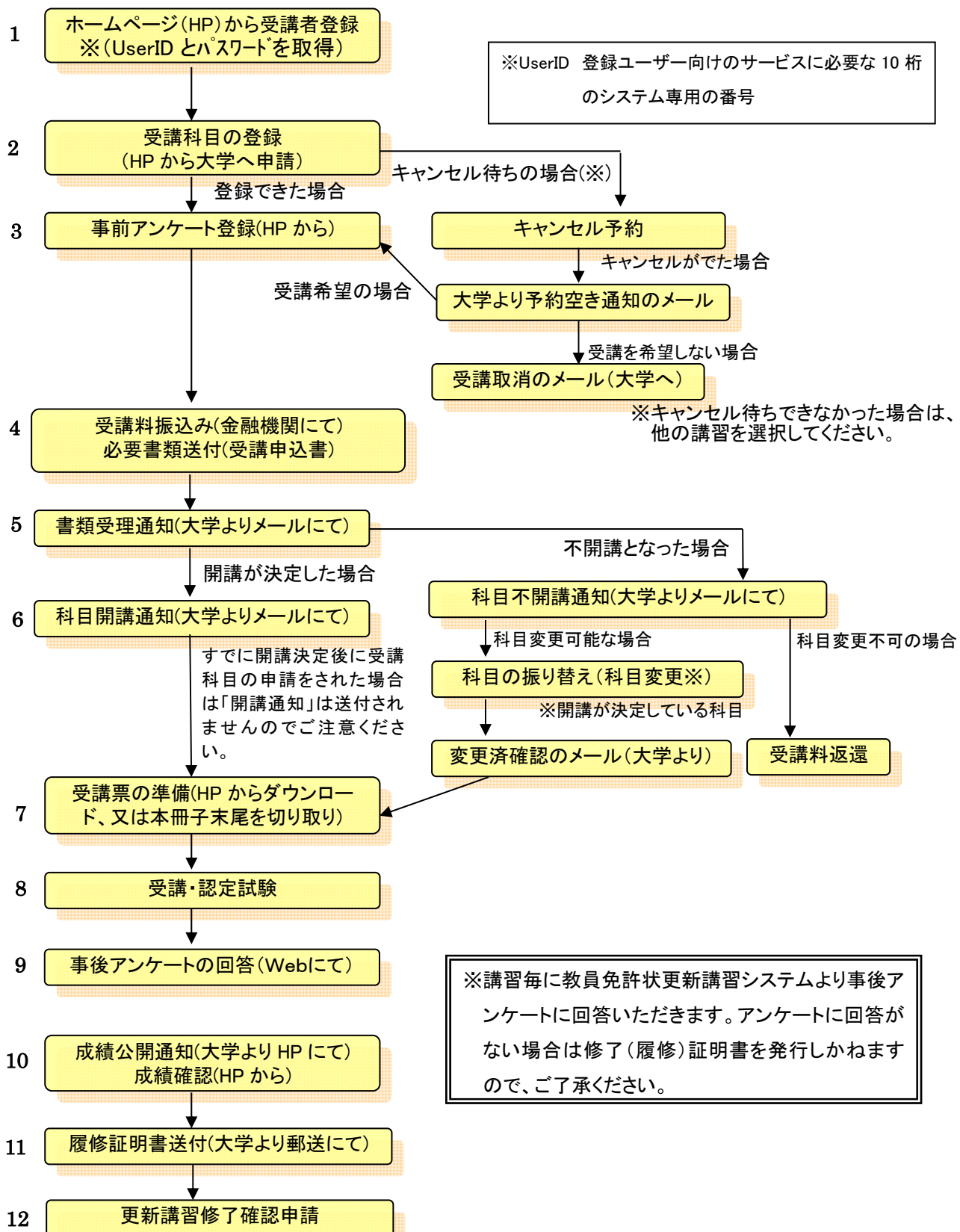
現職教員等の方は、ご自身が勤務する学校長等に受講対象者であることを証明していただく必要があります。「受講申込書」には、必ず該当欄に勤務する学校長等の証明印(職印)が押印されたものを提出・準備してください。

また、現在教員として勤務をしていない方は、前勤務先又は教育委員会等の証明が必要です。証明者が不明の場合は、各都道府県教育委員会にご確認ください。(参考:佐賀県教育庁 教職員課 <Tel:0952-25-7225>)

3. 受講の流れ

佐賀大学のホームページに掲載する「佐賀大学教員免許状更新講習システム
(<https://www.kuaskmenkyo.necps.jp/saga/>)」(以下、「システム」という。)

から、パソコンを利用して Web により申し込みます。(郵送や電話等による受付は行いません。)



※修了確認期限の2か月前までに都道府県教育委員会へ申請してください。

4. 講習の履修方法について

受講者は、免許状更新講習規則第4条に基づき、必修領域講習を6時間以上、選択必修領域講習を6時間以上、選択領域講習を18時間以上の計30時間を受講することになります。

- (1) 必修領域講習「全ての受講者が受講する領域」については6時間以上
- (2) 選択必修領域講習「受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類、又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域」については6時間以上
- (3) 選択領域講習「受講者が任意に選択して受講する領域」については18時間以上

【旧免許状所持者の場合】

選択講習については、教諭の「職」にある方は教諭を、養護教諭の「職」にある方は養護教諭を、栄養教諭の「職」にある方は栄養教諭を対象とする講習を受講する必要があります。

【新免許状所持者の場合】

選択講習については、教諭・養護教諭・栄養教諭の免許状の種類に応じた講習を受講する必要があります。

※選択必修領域、選択領域の受講にあたっては、講習一覧の主な受講対象者を参考に選択してください。

5. 開設講習の一覧

開設講習科目は、佐賀大学教員免許状更新講習ホームページの「講習一覧」、もしくはシステムの「講習科目一覧」より確認できます。領域別、講座ごとに受講希望者を募集します。

6. 受講受付について(3.受講の流れ 1~4)

教員免許状更新講習の受付期間は、4月16日(日)午前9時から4月24日(月)午後3時までです。(ただし、電話でのお問い合わせ等は平日の9:00から17:00までです。なお、4月16日(日)の同時刻内についても電話による質問等にお答えいたします。)

なお、この期間中であれば、土曜・日曜に関わらずシステムより24時間下記の要領で申し込みが出来ます。

(1)システム上では以下の手続きが必要です。

- ①受講者登録
- ②受講科目の申請
- ③事前アンケートの記入
- ④受講料振込用紙と受講申込書をA4白色用紙に印刷

(注)定員に満たない科目は募集期間を延長しますが、それでも受講希望者が10名(実験・実技科目【*】にあつては5名)に達しない場合は、開講を中止する場合があります。

(2)システム上で④の書類を印刷後、必要事項を記入し、受講料の振り込みを完了させてください。
受講料の納入方法は以下のとおりです。

- ①金融機関窓口(ゆうちょ銀行、佐賀銀行以外の金融機関含む)でお振込みされる場合
- ・管理システムよりダウンロードした『受講料振込用紙』を窓口にてご提示ください。
 - ・B票はご本人控えとなりますので、必ずご自身で保管ください。
 - ・C票は受講申込書貼付用となります。

(注)受講料振込領収書(B票)は、必ず保管しておいてください。

②金融機関窓口で、管理システムの『受講料振込用紙』が使用できない場合

- ・管理システム『受講料振込用紙』を参考にして、各金融機関備付の「振込依頼書」に手書きで必要事項をご記入の上、振り込んでください。
- ・その場合、「振込依頼人氏名」欄、氏名の前に必ず「受講者 ID」を記載してください。(本人確認のために必要です。)

例)7717××××サダイタロウ

- ・振込依頼書の控えを受講申込書に添付してください。

③ ATM で振り込む場合

- ・受講料の振り込みについては、ATM での振り込みも可能ですが、その際は、必ず氏名の前に ID を入力してください。(本人確認のために必ず必要です。)

※ID の記載がない場合は、本人確認が取れず、入金を確認できない場合があります。

(注)ATM でお振り込みの際に、銀行口座から引き落としされる場合は、「振込依頼人氏名」の欄にて、必ず画面上「別名で振り込む」を選択し、氏名の前に ID を入力してください。

(振込先)佐賀銀行 与賀町支店 普通 1595834

- ・本人確認のため ATM 発行の利用明細のコピーをなるべく受講申込書に貼付していただくようお願いしております。

(明細書のコピーは、口座番号、残高を塗りつぶしてください。)

(3)振込が完了しましたら、『受講申込書』に必要事項をご記入の上、写真・受講料振込証明書(C票)を貼付、及び所属学校長等の証明印、ご本人印を押印のうえ、受講申請後 14 日以内に届くように下記宛先に郵送してください。14 日以内に受講申込書が郵送されない場合、受講希望なしとして、当該受講予約は取り消されることもありますのでご注意ください。

(宛先)〒840-8502

佐賀市本庄町1番地

佐賀大学 教員免許更新講習室

7. 講習科目の振り替え(科目変更)について

下記の場合については、受講予約した講習を本学が開講する他の講習へ振り替えることができません。

- (1)本学の開講条件(10名・実験実習科目5名)を満たさないことにより予約した講習が開講となり、そのため本学が開講する他の講習へ振り替えることを希望する場合
- (2)台風等による災害の発生、感染症等の発生その他の不測の事態により、受講予定者が受講することが困難である旨当該講習終了時までに本学に連絡した場合
- (3)受講料払い込み後、学校行事等の真にやむを得ない事情により、受講予約した講習を本学が開講する他の講習へ振り替えることを希望する場合

上記の場合は、佐賀大学教員免許更新講習室にメール(kousin@mail.admin.saga-u.ac.jp)で、当該講習の開講3日前(上記(2)を除く。)までにご連絡ください。それ以降の変更は致しかねますので、どうぞご了承ください。

8. 受講料の返還について

(1)キャンセル料

受講申込後に受講を辞退(キャンセル)される場合は、キャンセル料(事務手数料として1講習につき1,000円)を差し引いた残りの受講料を返還します。ただし、講習開始日の前日から起算して5日目以降に辞退する場合、受講料は返還いたしません。

なお、キャンセルの理由が2親等以内の葬儀・不慮の事故等による場合で、当該講習終了時までに本学に連絡をされた場合は返還します。

以下の場合、納入した受講料の全額を返還します。

- ① 台風等による災害の発生、感染症等の発生その他の不測の事態により、受講予定者が受講することが困難である旨当該講習終了時までに本学に連絡した場合、又は本学が講習を中止した場合
- ② 本学が講習の開設を延期した場合で、延期した日程が受講不可能な場合
- ③ 開講に必要な受講者数に達しない場合で、本学が「不開講」を決定した場合

(2)申し出の受付

受講辞退の申し出は、電子メール(kousin@mail.admin.saga-u.ac.jp)により受け付けます。佐賀大学から受理した旨の電子メールを送付しますので、ご確認ください。本学において電子メール受信日時を辞退の時期とします。

(3)受講料の請求方法及び提出書類

メール送信日から土日、祝日を除いて5日以内に次の書類を提出して下さい。

① 辞退届・返還請求書

所属長の押印があるもの(現職の教員でない場合は押印不要)

② 銀行振込請求書

書式は佐賀大学教員免許状更新講習ホームページ「各種届け出」よりダウンロードしてご利用ください。

9. 注意事項

(1) 講習の受講に当たって

◆ 持参物について

1. 受講票(システムにログインし、受講票をダウンロードしてください。)
2. 筆記用具(鉛筆・シャープペンシル) ※ボールペンは使用不可
3. 腕時計(スマートフォン、携帯電話は履修認定試験では使用できません。)
4. その他(受講講習によっては持参していただくものがある場合もあります。詳細は免許更新システムからアクセスし、講習内容(シラバス)をご確認願います。)

※教室によっては、椅子の硬さ、エアコンの効きの強弱、時計の有無といった相違がありますので、各自、座布団や上着、腕時計等を持参されるなどの対応をお願いいたします。

※受講票をお忘れの際には、身分を証明するもの(運転免許証等)の提示を求めます。

- ◆ 受講場所や駐車場については佐賀大学教員免許状更新講習ホームページ「会場案内」又はシステム「各種資料」よりご確認ください。
- ◆ 講習開始は9時からです。受付は8時30分から行います。8時45分までに教室に入場し、ご着席願います。
- ◆ 各科目の講習及び試験終了後(2週間以内)に、「免許更新講習受講者評価書(事後評価アンケート)」を、各自Web上でお答えください。システムにログインし、講習毎にアンケートに回答いただきます。アンケートに回答がない場合は修了(履修)証明書を発行しかねますので、ご注意ください。本評価は講習及び試験を受講者に評価していただくものであり、今後の教員免許状更新講習の改善と受講者への情報提供のために行われるものです。

(2) 修了(履修)証明書について

- ◆ 科目の履修が修了し、成績が確定したら、講習毎にシステムより成績をお知らせします。システムより「成績が公開されました。試験結果はシステムで確認してください。」旨のメールが送信されますので、システムにログインし、確認してください。
- ◆ 本学から全ての講習が終了された方に対して、「免許状更新講習(修了)(履修)証明書」を送付します。送付時期については、下表を参照してください。また、これは更新講習修了確認の申請に必要な書類ですので、大切に保管してください。

講習の開設日	成績公開時期 (予定)	履修証明書の送付時期 (予定)
平成29年6月1日～6月30日	平成29年7月31日まで	平成29年10月下旬
平成29年7月1日～7月31日	平成29年8月31日まで	
平成29年8月1日～8月31日	平成29年9月30日まで	
平成29年9月1日～9月30日	平成29年10月31日まで	
平成29年10月1日～10月31日	平成29年11月30日まで	平成29年11月下旬
平成29年11月1日～11月30日	平成29年12月31日まで	平成29年12月下旬
平成29年12月1日～12月31日	平成30年1月上旬	平成30年1月中旬

- ◆ 30時間以上の講習すべてを修了後、「更新講習修了確認申請書」に「免許状更新講習(修了)(履修)証明書」を添付して、免許管理者(勤務する学校の所在する都道府県の教育委員

会)に提出してください。

- ◆ 都道府県の教育委員会における更新事務作業は2ヶ月程度の期間が必要なため、平成30年3月31日に修了確認期限を迎える方は、平成30年1月末までに、平成31年3月31日に修了確認期限を迎える方は、平成31年1月末までに手続きを済ませることが必要となります。

(3) 修了確認の完了

- ◆ 免許管理者から本人宛に「免許更新修了確認証明書」が送付されます。これをもって免許状更新手続きの完了となり、受講後の10年間、教員免許状は有効となりますが、各自でご確認ください。

(4) 駐車場について

平成 29 年度から佐賀大学構内への駐車については、大学の方針により有料となります。

- ◆ 本庄キャンパスで開催の講習

◇休日(土・日・祝日)開講の講習

休日(土曜・日曜・祝日)開催の講習について、大学構内駐車場の入構は、7時30分から9時までに限り、ゲート開放利用となります。守衛に『駐車許可証』を提示するとともに、駐車の際はダッシュボードの上にご提示ください。なお、『駐車許可書』は、平成29年度佐賀大学募集要項冊子の最後に付けていますので、切り取ってご利用ください。または、佐賀大学免許状更新講習管理システム(<https://www.kuaskmenkyo.necps.jp/saga/>)の「各種資料」よりダウンロードください。

指定の時間以外の入構については、有料入構となります。(一日 200 円、券売機で購入ください)

※駐車場は南門(国道 208 号線「南部バイパス入口」)から入構(他の入り口には遮断機が降りており、入構できません。)し、駐車場案内の看板にしたがって、各自、空きスペースに駐車してください。なお、受講者専用としての専用駐車場は確保しておりませんので、各種行事等により駐車できないことがあります。

◇8月実施の平日開催の講習

8月平日開催の講習については、講習毎に指定の駐車場と致しますので、どうぞご了承ください。該当の皆様へは、7月中旬頃に別途郵送にて登録されたご住所へ「駐車許可書」及び「駐車マップ」を送付致しますので、必ずご確認のうえ指定された駐車場に駐車ください。

なお、駐車台数が限られていますので、ご来場の際はできる限り相乗りや公共交通機関のご利用をお願い致します。

【備考】身体上の都合及び妊婦の方で徒歩が困難等により、大学構内への駐車のため「特別駐車許可書」の発行をご希望の方は、特別駐車許可書が必要な理由を記載のうえ、佐賀大学教員免許更新講習室あてメール(kousin@mail.admin.saga-u.ac.jp)【様式任意、但し氏名・症状・状況・講習受講日をご記載ください。】により、原則として当該講習の開講 10 日前まで(特別駐車許可証送付のため)にご連絡ください。

受講会場近くの駐車場を指定確保する予定です。

なお、事由により証明書等(又は写し)の提示をお願いすることもあります。

◆ 鍋島キャンパスで開催の講習

鍋島キャンパスの駐車場についても有料となります。お車でお越しの際は、外来駐車に駐車してください。別途、1時間毎に100円の駐車料金が必要となります。ご了承の程、お願い致します。

(5)その他

◆ 受講申込み提出後、住所、連絡先等に変更があれば、速やかに佐賀大学教員免許更新講習室(kousin@mail.admin.saga-u.ac.jp)宛て連絡してください。

◆ 本学の建物内はすべて禁煙となっております。指定された喫煙所以外での喫煙はご遠慮願います。喫煙所の確認は[こちら](#)よりお願いします。

◆ 講義室受講について

多人数受講の講義室は多くの講義室が連結機となっております。長時間受講される場合で腰等が悪い方は、簡易座布団等使用の規制はしておりませんので、各自にてご持参されるようお勧めいたします。

◆ 昼食について

学内に生協食堂、美術館レストラン(カフェソネス)等がありますが、学内のイベント及び学生利用のため混雑する場合があります。(夏季休業期間や、週末は営業していない場合があります。)また、大学近郊にはコンビニ店及びほか弁等の店舗もありますが、昼休み時間の制限もあるため、なるべく昼食の持参をお勧めしております。

◆ 佐賀大学では、受講生の皆様の方が一の怪我に対して、すべての講習を対象に大学負担により傷害保険に加入することとしております。

傷害保険の加入条件には、保険加入者の氏名、生年月日、性別が必要となる場合もありますので、個人情報保護の観点から講習を受講される皆様のご了承をお願いいたします。

ご不明な点があれば、上記の教員免許更新講習室までメールでご連絡ください。

緊急の場合の電話連絡(0952-28-8216又は8218)は、平日及び講習開講日の午前9時から午後5時までとしております。

講習当日で緊急の場合は携帯電話(080-1766-8408)にご連絡ください。なお、通話対応時間は午前8時以降となります。